

項は、政令で定める。

10 第五項の規定は、個人が平成十年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの間にした土地等の譲渡については、適用しない。

(特定の事業用資産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等)

第三十七条の二 省略

2 前条第四項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつたときにつきに、当該買換資産の取得をした日から四月以内に同条第四項に規定する譲渡日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができるものとし、同号に該当する場合で不足額を生ずることとなつたとき、又は第二号に該当するときにつきには、当該買換資産の取得をした日又は同号に該当する事情が生じた日から四月以内に同項に規定する譲渡日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないものとする。

一 買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第四項に規定により読み替えた同条第一項に規定する取得価額の見積額に對して過不足額があるとき又はその買換資産の地域が同条第四項の地域と異なることとなつたことにより同条第一項に規定する譲渡があつたものとされる部分の金額に過不足額があるとき。

3・4 省略

(特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七条の四 個人が、昭和四十五年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの間に、その有する資産で第三十七条第一項の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金額をいう。以下この条、次条、第三十七条の七及び第三十七条の九から第三十七条の九の三までにおいて同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む

関し必要な事項は、政令で定める。

11 第五項の規定は、個人が平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日までの間にした土地等の譲渡については、適用しない。

(特定の事業用資産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等)

第三十七条の二 同上

2 同上

一 買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第四項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に對して過不足額があるとき又はその買換資産の地域が当該税務署長の承認を受けた買換資産の地域と異なることとなつたことにより同条第一項に規定する譲渡があつたものとされる部分の金額に過不足額があるとき。

3・4 同上

(特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七条の四 個人が、昭和四十五年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで（第三十七条第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十五年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで）の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金額をいう。以下この条、次条、第三十七条の七及び第三十七条の九から第三十七条の九の三までにおいて同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む

。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

## 一・二 省略

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

### 第三十七条の五 省略

2 第三十七条第四項及び第六項から第八項まで、第三十七条の二並びに第三十七条の三第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条第四項 第一項及び第二項の規定は 昭和四十五年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているもの			第三十七条の五第一項の規定は、同項に規定する譲渡資産
省略			省略

条の七、第三十七条の九及び第三十七条の九の二において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

## 一・二 同上

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

### 第三十七条の五 同上

2 第三十七条第四項及び第六項から第九項まで、第三十七条の二並びに第三十七条の三第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上			第一項及び第二項の規定は 昭和四十五年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで（第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで）の間に同表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているもの
同上			同上
同上			同上



に同条第四項	に同条第二項において準用する第三十七条第四項	同条第四項	同条第一項において準用する第三十七条第四項	に同条第四項
前条第四項の規定	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項	前条第四項に規定する	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項	前条第四項に規定する
四項	第三十七条の二第一項	事業の用	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項に規定する	事業の用
第三十七条の二第一項	省略	事業の用又は居住の用	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項に規定する	事業の用又は居住の用
二項	省略	省略	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項に規定する	事業の用

### 3 省略

4 個人が、その有する資産で譲渡資産に該当するもの（以下この項において「交換譲渡資産」という。）と貿換資産に該当する資産（以下この項において「交換取得資産」という。）との交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をした場合（交換差金を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この項において「他資産との交換の場合」という。）における第一項及び前項並びに第二項の規定により読み替えて準用する第三十七条第四項及び第六項から第八項まで、第三十七条の二並びに第三十七条の三第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

### 一・二 省略

5 個人が、その有する資産で第一項の表の第一号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該個人が同号の下欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建

同上	同上	事業の用	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項に規定する	同条第一項において準用する第三十七条第四項
同上	同上	事業の用又は居住の用	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項に規定する	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項
同上	同上	事業の用	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項に規定する	同条第一項において準用する第三十七条第四項
同上	同上	事業の用又は居住の用	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項に規定する	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項

### 4 同上

4 個人が、その有する資産で譲渡資産に該当するもの（以下この項において「交換譲渡資産」という。）と貿換資産に該当する資産（以下この項において「交換取得資産」という。）との交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をした場合（交換差金を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この項において「他資産との交換の場合」という。）における第一項及び前項並びに第二項の規定により読み替えて準用する第三十七条第四項及び第六項から第九項まで、第三十七条の二並びに第三十七条の三第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

### 一・二 同上

5 同上

築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物の取得をすることが困難である特別な事情があるものとして政令で定める場合に該当するときは、その者については、次の各号に定めるところによる。

一 当該譲渡をした資産が、その年一月一日において第三十一条第一項に規定する所有期間が十年以下のもので第三十一条の三第二項に規定する居住用財産に該当するものである場合には、当該譲渡による譲渡所得は、同条第一項に規定する譲渡所得に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

## 二 省 略

### 6 省 略

#### (特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)

第三十七条の六 個人の有する土地又は土地の上に存する権利（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものに該当するものを除く。以下この条、次条及び第三十七条の九から第三十七条の九の三までにおいて「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に規定する交換分合により譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この条において同じ。）をした土地等（当該各号に規定する土地等とともに当該各号に規定する清算金の取得をした場合には、当該譲渡をした土地等のうち当該清算金の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

### 一～三 省 略

### 2～5 省 略

#### (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例)

### 第三十七条の七 省 略

### 2 省 略

3 第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第一項の個人が、同項に規定する交換又は譲渡をした日の属する年の一月一日前において、当該交換又は譲渡に係る同項の一団の宅地の造成に関する事業の用に供するためには、当該交換又は譲渡につき既に第三十四条の二第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

一 当該譲渡をした資産が、その年一月一日において第三十一条第三項に規定する所有期間が十年以下のもので第三十一条の三第二項に規定する居住用財産に該当するものである場合には、当該譲渡による譲渡所得は、同条第一項に規定する譲渡所得に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

## 二 同 上

### 6 同 上

#### (特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)

第三十七条の六 個人の有する土地又は土地の上に存する権利（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものに該当するものを除く。以下この条、次条、第三十七条の九及び第三十七条の九の二において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に規定する交換分合により譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この条において同じ。）をした土地等（当該各号に規定する土地等とともに当該各号に規定する清算金の取得をした場合には、当該譲渡をした土地等のうち当該清算金の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

### 一～三 同 上

### 2～5 同 上

#### (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例)

### 第三十七条の七 同 上

### 2 同 上

3 第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第一項に規定する交換又は譲渡をした日の属する年の一月一日前において、当該交換又は譲渡に係る同項の一団の宅地の造成に関する事業の用に供するためには、当該交換又は譲渡につき既に第三十四条の二第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

4 第三十七条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項の規定は、同項」とあるのは「第三十七条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」の規定は、第三十七条の七第一項」と、「同項の譲渡」とあるのは「同項に規定する土地等（以下この条において「土地等」という。）」の同項に規定する交換又は譲渡」と、「当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその」とあるのは「当該交換の日における当該交換により譲渡した土地等及び当該土地等及び当該交換により取得した宅地の価額（同項に規定する交換差金を取得し、又は支払った場合には、当該土地等及び宅地の価額並びに当該交換差金の額）又は同項に規定する譲渡による収入金額及び譲り受けた宅地の取得価額若しくは譲り受ける見込みである宅地の取得価額の」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第三十七条の七第一項」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する第三十七条第六項に規定する確定申告書を提出する者は、政令で定めるところにより、第一項に規定する交換により取得し、又は譲り受けた宅地の明細に関する財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 6・7 省略

（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）

### 第三十七条の九の一 省略

2 前項の規定は、指定期間内に同項第一号の認定事業者に同号の所有隣接土地等の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中に同号の土地建物等の譲受けをする見込みであるときについて準用する。この場合において、同項中「取得価額」とあるのは「取得価額の見積額」と、同項第一号中「当該譲渡の日」の属する年の十二月三十一日」とあるのは「当該譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日」と、「譲り受けた場合」とあるのは「譲り受けた場合」とあるのは「譲り受けた場合」とあるのは「行われた場合」と読み替えるものとする。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規

4 第三十七条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項の規定の適用を」とあるのは「第三十七条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」の規定の適用を」と、「同項の資産の譲渡」とあるのは「第三十七条の七第一項に規定する土地等（以下この条において「土地等」という。）」の同項に規定する交換又は譲渡」と、「同条第七項中「第一項」とあるのは「第三十七条の七第一項」と、「同項に規定する譲渡」とあるのは「同項に規定する交換又は譲渡」と、「当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその」とあるのは「当該交換の日における当該交換により譲渡した土地等及び当該土地等及び当該交換により取得した宅地の価額（同項に規定する交換差金を取得し、又は支払った場合には、当該土地等及び宅地の価額並びに当該交換差金の額）又は同項に規定する譲渡による収入金額及び譲り受けた宅地の取得価額若しくは譲り受ける見込みである宅地の取得価額の」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第三十七条の七第一項」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する第三十七条第七項に規定する確定申告書を提出する者は、政令で定めるところにより、第一項に規定する交換により取得し、又は譲り受けた宅地の明細に関する財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 6・7 同上

（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）

### 第三十七条の九の二 同上

2 前項の規定は、指定期間内に同項第一号の認定事業者に同号の所有隣接土地等の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中に同号の土地建物等の譲受けをする見込みであるときについて準用する。この場合において、同項中「取得価額」とあるのは「取得価額の見積額」と、同項第一号中「当該譲渡の日」の属する年の十二月三十一日」とあるのは「当該譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日」と、「譲り受けた場合」とあるのは「譲り受けた場合」とあるのは「譲り受けた場合」とあるのは「行われた場合」と読み替えるものとする。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規

定は、第一項の個人が、同項に規定する交換又は譲渡をした日の属する年の一月一日前において、当該交換又は譲渡に係る同項の認定事業用地の区域内で行われる民間都市開発事業等（民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の二第一項の民間都市開発事業又は同条第二項の建築物の敷地の整備及び譲渡若しくは賃貸の事業若しくは同項の民間都市開発事業をいう。）の用に供するためにつき士地等の譲渡につき既に第三十四条第一項（同条第一項第一号から第二号の二までに係る部分に限る。）又は第三十四条の二第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

4 第三十七条第六項及び第七項、第三十七条の七第五項及び第六項、第三十七条の八並びに前条の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第三十七条第六項
同項の譲渡	第一項の規定は、同項	
同項に規定する所有隣接土地等（以下「所有隣接	第三十七条の九の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、同条第一項	

定は、第一項の個人が、同項に規定する交換又は譲渡をした日の属する年の一月一日前において、当該交換又は譲渡に係る同項の認定事業用地の区域内で行われる民間都市開発事業等（民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の二第一項の民間都市開発事業又は同条第二項の建築物の敷地の整備及び譲渡若しくは賃貸の事業若しくは同項の民間都市開発事業をいう。）の用に供するためにつき士地等の譲渡につき既に第三十四条第一項（同条第二項第一号又は第二号に係る部分に限る。）又は第三十四条の二第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

4 第三十七条第六項から第八項まで、第三十七条の七第五項及び第六項、第三十七条の八並びに第三十七条の九の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第三十七条第六項
	第一項の規定の適用を	
同項の資産の譲渡	第三十七条の九の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を	第三十七条の九の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。所有隣接土地等（以下「所有隣接土地等」という。）の同項に規定する交換又は譲渡
同項の譲渡	第三十七条第一項	第三十七条第一項に規定する所有隣接土地等（以下「所有隣接土地等」という。）の同項に規定する交換又は譲渡

省略	省略	省略	第一項	第三十七条第七項	五項 第三十七条の七第	土地等」という。」の同項に規定する交換又は譲渡

当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその

当該交換の日における当該交換により譲渡した所

有隣接土地等及び当該交換により取得した土地建物等（同項第一号に規定する土地建物等をいう。

号に規定する交換差金を取得し、又は支払った場合には、当該所有隣接土地等及び土地建物等の価額並びに当該交換差金の額）又は同項に規定する譲渡による収入金額及び同項第二号の譲り受けた土地建物等の取得価額若しくは譲り受ける見込みである土地建物等の取得価額の

同上	同上	同上	第一項	第三十七条第八項	同上	又はその

地等及び土地建物等の価額並びに当該交換差金の額）又は同項に規定する譲渡による収入金額及び同項第二号の譲り受けた土地建物等の取得価額若しくは譲り受ける見込みである土地建物等の取得価額の

		第三十七条の七第一項		第三十七条の八第二項		第三十七条の八第一項		第三十四条の二第一項		第三十四条第一項(同条第二項第一号から第二号までに係る部分に限る。)又は第三十四条の二第一項		第三十七条の七第一項	
交換取得宅地	取得した宅地	前条第一項	第三十七条の七第一項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
交換取得土地建物等	取得した土地建物等	前条第一項	第三十七条の九第一項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

				第三十七条の九第一項		同上				同上				同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

**(承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例)**

**第三十七条の九の三** 個人の有する土地等につき独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第二百号）附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下の項において「認可計画」という。）に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該個人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生

### 5・6 省略

前条第二項					譲り受けた宅地		
	（土地等の同項）	（所有隣接土地等の第三十七条の九の二第一項）	（所有隣接土地等の第三十七条の九の二第一項）	（所有隣接土地等の第三十七条の九の二第一項）	譲受け土地建物等	同上	同上
地	譲渡をした土地等	譲渡をした所有隣接土地等	譲渡をした所有隣接土地等	譲渡をした所有隣接土地等	譲受け土地建物等	同上	同上
交換取得宅地又は譲受け宅地	交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等	交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等	交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等	交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等	交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等	同上	同上

### 5・6 同上

二項 第三十七条の九第					同上	同上	同上
	同上						
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をしたとき（交換差金を取得し、又は支払った場合を含む。）は、当該土地等（当該用地とともに交換差金を取得した場合には、当該土地等のうち当該交換差金に相当するものとして政令で定める部分を除く。）の交換がなかつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の個人が、同項に規定する交換をした日の属する年の一月一日前において、当該交換に係る同項の業務の用に供するためにして土地等の譲渡につき既に第三十四条第一項（同条第二項第一号に係る部分に限る。）又は第三十四条の二第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換については、適用しない。

3 第三十七条第六項及び第七項、第三十七条の七第五項及び第六項並びに第三十七条の九の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条第六項		第一項	第三十七条の九の三第一項
同項の譲渡		同項に規定する土地等（以下「土地等」という。）の同項に規定する交換	
当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額	当該交換の日における当該交換により譲渡した土地等及び当該交換により取得した同項に規定する用地（以下「用地」という。）の価額（同項に規定する交換差金を取得し、又は支払った場合には、当該土地等及び用地の価額並びに当該交換差金		


入金額が譲受け宅地の取得額を超える場合	交換取得宅地とともに交換差金を取得した場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得	第三十七条の七第一項に	第三十七条の九の三第一項に	地 交換取得宅地又は譲受け宅地 交換又は譲渡に要した費用	地 交換取得用地 交換に要した費用	宅地（以下この条において「交換取得宅地」という。） 又は譲り受けた宅地（以下この条において「譲受け宅地」という。）	用地（以下「交換取得用地」という。）	受けた者（前条第一項の規定による更正を受けたため、第三十七条の七第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。）	受けた者（前条第一項の規定による更正を受けたため、第三十七条の七第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。）	受けた者
---------------------	--	-------------	---------------	------------------------------------	-------------------------	--	--------------------	--	--	------

4

前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

二項	第三十七条の九第							
地	交換取得宅地又は譲受け宅	土地等又は同項に規定する 譲渡をした土地等の取得価 額等に当該交換差金の額又 はその満たない額	土地等又は同項に規定する 譲渡をした土地等の取得価 額等に相当する金額	交換取得宅地を取得した場 合（交換差金を支払つた場 合に限る。）又は同項に規 定する譲渡による収入金額 が譲受け宅地の取得価額に 満たない場合	交換取得宅地の価額に等し い場合又は同項に規定する 譲渡による収入金額が譲受 け宅地の取得価額に等しい 場合	土地等の取得価額に相当 する金額	土地等の取得価額に等しい 場合	土地等の取得価額のうち 譲渡をした土地等の取得価 額等のうち当該交換差金又 はその超える額
	交換取得用地		土地等の取得価額に当該 交換差金の額				土地等の取得価額のうち 当該交換差金	

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十六年一月一日以後に株式等の譲渡（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次項、次条、第三十七条の十一の二及び第三十七条の十二の二において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び第五項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条及び次条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第七項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定について、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引所（証券取引法第二条第六項に規定する証券取引所をいう。第四項及び次条において同じ。）に上場されている株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口（次条第一項において「投資口」という。）を除く。）その他これに類するものとして政令で定める株式（当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日（以下この項において同じ。）に上場されている株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を除く。）その他これに類するものとして政令で定める株式（当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日（以下この項において「上場等の日」という。）においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この項及び次条から第三十七条の十一の三までにおいて同じ。）への売委託に基づくもの又は証券業者に対するものに対するものに限る。）であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成元年四月一日以後に株式等の譲渡（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次項、次条、第三十七条の十一の二及び第三十七条の十二の二において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び第五項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条及び次条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第七項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定について、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引所（証券取引法第二条第六項に規定する証券取引所をいう。第四項及び次条において同じ。）に上場されている株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を除く。）その他これに類するものとして政令で定める株式（当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日（以下この項において同じ。）に上場されている株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を除く。）その他これに類するものとして政令で定める株式（当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日（以下この項において「上場等の日」という。）においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この項及び次条から第三十七条の十一の四までにおいて同じ。）への売委託に基づくもの又は証券業者に対するものに対するものに限る。）であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に前条第三項に規定する株式等（証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの並びに同条第五項に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものの受益証券及び特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。）の投資口に限る。以下この条から第三十七条の十一の四まで及び第三十七条の十二の二において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものに限る。以下この条から第三十七条の十一の五まで、第三十七条の十二の二、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三において同じ。）のうち次に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下の項から第三項までにおいて「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第五項の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいふ。）の百分の十五に相当する額とする。

得（第三十二条第一項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第五項の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいふ。）の百分の七に相当する額とする。

一・二 省 略

三 証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者に対する上

場株式等の譲渡で政令で定めるもの

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日以後に前条第三項に規定する株式等（証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものに限る。以下この条から第三十七条の十一の四まで及び第三十七条の十二の二において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものに限る。以下この条から第三十七条の十一の五まで、第三十七条の十二の二、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三において同じ。）のうち次に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下の項から第三項までにおいて「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第五項の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいふ。）の百分の十五に相当する額とする。

一・二 同 上

四 省 略

- 2| 前項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前  
条第二項の規定は、適用しない。
- 3| 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定  
める。
- 4| 省 略
- (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)
- 第三十七条の十一の三 省 略
- 2 省 略
- 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに  
よる。
- 一 特定口座 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、前二項の規定  
の適用を受けるため、証券業者、銀行、協同組織金融機関（証券取引法第二条  
第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）又は  
登録金融機関（同法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、銀  
行及び協同組織金融機関を除く。）（以下この条及び次条において「証券業者  
等」という。）の営業所（国内にあるものに限る。以下この条及び次条におい  
て同じ。）に、政令で定めるところにより、その口座に設ける勘定の種  
類、その口座に保管の委託がされている上場株式等の譲渡及びその口座におい  
て處理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡  
所得の金額又は雑所得の金額の計算につき第一項又は前項の規定の適用を受け  
る旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「  
特定口座開設届出書」という。）を提出して、当該証券業者との間で締結した  
上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき設定された上  
場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座（当該口座にお  
いてこれらの契約に基づく取引以外の取引に關する事項を扱わないものに限る  
と/or）を記載した届出書（以下この条において「特定口座開設届出書」  
という。）を提出して、当該証券業者等との間で締結した上場株式等保管委託  
契約又は上場株式等の信用取引等に係る口座（当該口座においてこれらの契約に  
基づく取引以外の取引に關する事項を扱わないものに限る。）をいう。

- 2| 前項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が  
平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に同項各号に掲げる  
上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る  
譲渡所得等の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」  
とあるのは、「百分の七」とする。
- 3| 前項の規定により適用される第一項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲  
渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。
- 4| 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は  
、政令で定める。
- 5| 同 上
- (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)
- 第三十七条の十一の三 同 上
- 2 同 上
- 3 同 上

一 特定口座 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、第一項又は前  
項の規定の適用を受けるため、証券業者の営業所（国内にあるものに限る。以  
下この条及び次条において同じ。）に、政令で定めるところにより、その口座にお  
いて處理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡  
所得の金額又は雑所得の金額の計算につき第一項又は前項の規定の適用を受け  
る旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「  
特定口座開設届出書」という。）を提出して、当該証券業者との間で締結した  
上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき設定された上  
場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座（当該口座にお  
いてこれらの契約に基づく取引以外の取引に關する事項を扱わないものに限る  
と/or）を記載した届出書（以下この条において「特定口座開設届出書」  
という。）を提出して、当該証券業者等との間で締結した上場株式等保管委託  
契約又は上場株式等の信用取引等に係る口座（当該口座においてこれらの契約に  
基づく取引以外の取引に關する事項を扱わないものに限る。）をいう。

## 二 上場株式等保管委託契約 第一項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が証券業者等と締結した上場株式等の保管の委託に係る契約（信用取引等に係るもの）で、その契約書において、上場株式等の保管の委託は当該保管の委託に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該契約に基づき当該口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において行うこと、当該特定保管勘定においては当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等（政令で定めるものを除く。）のみを受け入れること、当該特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該証券業者等への売委託による方法、当該証券業者等に対する方法その他の政令で定める方法によりすることその他政令で定める事項が定められているもの）。

イ 特定口座開設届出書の提出後に、当該証券業者等への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）により取得をした上場株式等又は当該証券業者等から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れるもの

ロ 当該証券業者等以外の証券業者等に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座（ロにおいて「他の特定口座」という。）から、政令で定めるところにより、当該他の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部又は一部の移管がされる場合（当該特定口座内保管上場株式等の一部の移管がされる場合には、当該移管がされる特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等はすべて当該移管がされる特定口座内保管上場株式等に含まれる場合に限る。）の当該移管がされる上場株式等

### ハ 省略

三 上場株式等信用取引等契約 前項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が証券業者等と締結した上場株式等の信用取引等に係る契約で、その契約書において、上場株式等の信用取引等は当該信用取引等に係る口座に設けられた特定信用取引等勘定（当該契約に基づき当該口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において処理すること、当該特定信用取引等勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理す

## 二 上場株式等保管委託契約 第一項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が証券業者等と締結した上場株式等の保管の委託に係る契約（信用取引等に係るもの）で、その契約書において、上場株式等の保管の委託は当該保管の委託に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該契約に基づき当該口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において行うこと、当該特定保管勘定においては当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等（政令で定めるものを除く。）のみを受け入れること、当該特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該証券業者等への売委託による方法、当該証券業者等に対する方法その他の政令で定める方法によりすることその他政令で定められる事項が定められているもの）。

イ 特定口座開設届出書の提出後に、当該証券業者等への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）により取得をした上場株式等又は当該証券業者等から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れるもの

ロ 当該証券業者等以外の証券業者等に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座（ロにおいて「他の特定口座」という。）から、政令で定めるところにより、当該他の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部又は一部の移管がされる場合（当該特定口座内保管上場株式等の一部の移管がされる場合には、当該移管がされる特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等はすべて当該移管がされる特定口座内保管上場株式等に含まれる場合に限る。）の当該移管がされる上場株式等

### ハ 同上

三 上場株式等信用取引等契約 前項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が証券業者等と締結した上場株式等の信用取引等に係る契約で、その契約書において、上場株式等の信用取引等は当該信用取引等に係る口座に設けられた特定信用取引等勘定（当該契約に基づき当該口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において処理すること、当該特定信用取引等勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理する

ことその他の政令で定める事項が定められているものをいう。

4 特定口座開設届出書の提出をしようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、前項第一号の証券業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日及び住所（国内に住所を有しない者については、財務省令で定める場所）を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

5 証券業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている特定口座開設届出書及び当該証券業者等に既に特定口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出された特定口座開設届出書については、これを受理することができない。

6 前項に定めるもののほか、証券業者等が特定口座につき備え付けるべき帳簿に関する事項、特定口座開設届出書を提出した個人がその提出後当該届出書に記載した事項を変更した若しくは変更する場合又は第一項若しくは第二項の規定の適用をやめようとする場合における届出に関する事項その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 証券業者等は、その年において当該証券業者等に開設されていた特定口座がある場合には、財務省令で定めるところにより、当該特定口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年中に当該特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書二通を作成し、その年の翌年一月三十一日（年の中途中で上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約の解約による特定口座の廃止その他政令で定める事由が生じた場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日）までに、一通を当該証券業者等の当該特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の一通を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

8 特定口座を開設する証券業者等は、政令で定めるところにより前項の税務署長の承認を受けた場合には、同項の規定により同項の報告書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて前項の税務署長に提出すべき報告書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第十項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、前項の税務署

4 特定口座開設届出書の提出をしようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、前項第一号の証券業者の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日及び住所（国内に住所を有しない者については、財務省令で定める場所）を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

5 証券業者の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている特定口座開設届出書及び当該証券業者に既に特定口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出された特定口座開設届出書については、これを受理することができない。

6 前項に定めるもののほか、証券業者が特定口座につき備え付けるべき帳簿に関する事項、特定口座開設届出書を提出した個人がその提出後当該届出書に記載した事項を変更した若しくは変更する場合又は第一項若しくは第二項の規定の適用をやめようとする場合における届出に関する事項その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 証券業者は、その年において当該証券業者に開設されていた特定口座がある場合には、財務省令で定めるところにより、当該特定口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年中に当該特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書二通を作成し、その年の翌年一月三十一日（年の中途中で上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約の解約による特定口座の廃止その他政令で定める事由が生じた場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日）までに、一通を当該証券業者の当該特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の一通を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

8 特定口座を開設する証券業者は、政令で定めるところにより前項の税務署長の承認を受けた場合には、同項の規定により同項の報告書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて前項の税務署長に提出すべき報告書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第十項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、前項の税務署

署長に提出すべき報告書とみなす。

9 省略

10 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定口座及び当該特定口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人間の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四十一条の十二第二十五項、第四十一条の十四第七項及び第四十二条の三第一項第五号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

11・12 省略

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）

第三十七条の十一の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に對し国内においてその営業所に開設されている特定口座（前条第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この条において同じ。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等の決済（当該信用取引等に係る株式等（第三十七条の十第三項に規定する株式等をいう。）の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条及び次条において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払をする証券業者等は、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から、政令で定めるところにより、その年最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時までに、当該証券業者等の当該特定口座を開設する営業所に特定口座源泉徴収選択届出書（この項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類をいう。）の提出があつた場合において、その年中に行われた当該特定口座（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により源泉徴収選択口座内調整所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日

長に提出すべき報告書とみなす。

9 同上

10 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定口座及び当該特定口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人間の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四十一条の十二第二十三項、第四十一条の十四第七項及び第四十二条の三第一項第五号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

11・12 同上

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）

第三十七条の十一の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に對し国内においてその営業所に開設されている特定口座（前条第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この条において同じ。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等の決済（当該信用取引等に係る株式等（第三十七条の十第三項に規定する株式等をいう。）の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条及び次条において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払をする証券業者は、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から、政令で定めるところにより、その年最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時までに、当該証券業者の当該特定口座を開設する営業所に特定口座源泉徴収選択届出書（この項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類をいう。）の提出があつた場合において、その年中に行われた当該特定口座（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により源泉徴収選択口座内調整所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日